

マグカルシアター実施要領

(趣旨)

- 1 この要領は、マグカルシアター（マグカルシアターin アートホールを含む）の実施に当たり必要な事項を定める。

(目的)

- 2 マグカルシアターは、誰もが、演劇、ダンス、音楽、演芸、人形劇、朗読劇、ファッションショー、映画上映、マジックショー等舞台芸術に関することを自由に発表・発信できるように、青少年センタースタジオ HIKARI（マグカルシアターin アートホールにおいては、かながわアートホール）を公演会場として提供し、文化芸術人材の育成を目指すものである。

(対象)

- 3 マグカルシアターは、39 歳程度までの個人及びその年代を主な構成員とする団体、または、主に、児童・青少年を対象として活動する個人・団体を対象として公演会場を提供する。

(主催者)

- 4 マグカルシアターの主催は、神奈川県及び公演を実施する者（以下「公演実施者」という。）とする。公演チラシの作成等に当たっては、マグカルシアターの参加事業であること、主催者名の記載及びマグカル事業のロゴマークを使用すること。

(利用時間等)

- 5 公演実施者が会場を利用できる時間等は次のとおりとする。
 - (1) 青少年センタースタジオ HIKARI の利用時間等については次のとおりとする。
 - ア 利用可能時間は、午前 9 時から午後 10 時までの間とする。
 - イ 公演のためのステージ等の準備、設営、片付け等は、公演実施者が責任を持って行うもの（照明、音響等については外部委託も可とする。）とし、午後 10 時には、使用した場所をすべて原状復旧したうえで、完全に青少年センターから退館しなければならない。
 - ウ 高校生以下が出演する場合は、退館時間を午後 9 時とする。ただし、保護者同伴の場合はこの限りでない。
 - (2) かながわアートホールの利用時間等については次のとおりとする。
 - ア 利用可能時間は、原則午前 9 時から午後 9 時までの間とする。なお、事前に協議の上、午後 10 時までとすることができる。
 - イ 公演のためのステージ等の準備、設営、片付け等は、公演実施者が責任を持って行うもの（照明、音響等については外部委託も可とする。）とし、利用期間最終日には、使用した場所をすべて原状復旧した上で、完全にかながわアートホールから退館しなければならない。
 - ウ かながわアートホールのスタジオの利用日時は、ホールの利用期間の最終日から 3 か月前までの期間のうち、県と公演実施者とで協議の上、決定した日とする。スタジオ利用の予約等は、かながわアートホールの指定する手続きに則って公演実施者が行う。
 - エ 高校生以下が出演する場合は、退館時間を午後 9 時とする。ただし、保護者同伴の場合はこの限りでない。
 - (3) 神奈川県国際文化観光局舞台芸術担当部長（以下「舞台芸術担当部長」という。）は、公演実施者からの申出に応じて、ステージ等の準備、設営、広報、外部からの問合せへの対応業務の一部を支

援する。

(会場使用料等の減免)

6 公演実施者は、利用期間のうち、次のものを無料で利用できる。

(1) 青少年センタースタジオ HIKARI

ア 会場使用料

イ 備え付けの設備・備品等の使用料

(2) かながわアートホール

ア ホール使用料

イ スタジオ使用料

ウ ホール及びスタジオに備え付けの設備・備品等の使用料

(使用できる設備等)

7 公演実施者は、会場備え付けの設備・備品を無料で使用できる。また、持ち込み機材の使用も可であるが、あらかじめ使用機材等を明示し、使用の許可を受けること。

(公演実施者の選定)

8 舞台芸術担当部長は、公演実施者を広く募集し、選定する。なお、募集に係る要項は別途定める。

(公演情報等の発信)

9 公演実施者は、公演内容や公演結果などをチラシ、新聞広告、ホームページ、フェイスブックなどにより情報発信できるものとする。この場合、第4項の定めを順守すること。

(公演実施者の義務)

10 公演実施者は、次のことに留意するものとする。

(1) 募集要項における各条件等を遵守しなければならない。

(2) マグカルシアターのスタッフ等との事務打合せや技術打合せには必ず出席しなければならない。

(3) 公演に当たっては、高校生以下の料金を無料もしくは低廉なものとするのが望ましい。

(4) 公演終了後、速やかに入場者数等の実績を舞台芸術担当部長に報告しなければならない。

(5) 他の公演実施者による参加公演の広報（SNSにおける発信等）を行い、マグカルシアター全体の周知及び機運醸成に可能な限り協力すること。

(公演決定の取り消し等)

11 舞台芸術担当部長は、公演実施者が次の各号のいずれかに該当する場合、公演決定の取り消し、または公演の中止を命令することができる。この場合、取り消しや公演中止に伴う損失補償及び損害賠償について、いかなる責任も負わないものとする。

(1) 募集要項等の条件に違反したとき。

(2) 事業の目的を逸脱する行為又は事業内容に虚偽の申請があったとき。

(3) 観客に著しく迷惑を及ぼすことが明らかになったとき。

(4) 神奈川県及びマグカルシアターのスタッフ等の指導、指示に従わないとき。

(災害時・非常時の取り扱い)

12 舞台芸術担当部長は、災害や非常事態の発生により、観客等の安全に影響が及ぶことなどが想定され

る場合、公演実施者及び青少年センター館長（マグカルシアターin アートホールにおいては公演実施者及びかながわアートホール指定管理者）と協議し、公演の中止を含めた対応を決めるものとする。この場合、観客等の安全確保を最優先とする。

（庶務）

13 マグカルシアターに関する庶務は、文化課が処理する。

（雑則）

14 この要領に定めるもののほか、マグカルシアターの運営等に関し必要な事項は舞台芸術担当部長が定める。

附 則

（施行日）

- 1 この要領は、平成30年4月25日から施行する。
- 2 マグカル劇場（マグカルフライデー・マグカルシアター）実施要領は廃止する。

（経過措置）

- 3 「平成30年度（4月～7月分）マグカル劇場出演者募集要項」により、出演が選定された公演実施者は、この要領に基づき選定されたものと読み替えるものとする。

附 則

この要領は、令和元年8月14日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年8月13日から施行する。
- 2 マグカルシアター in アートホール実施要領は廃止する。